

第11回 議会活性化特別委員会次第

平成25年3月15日
第2委員会室

1. 協議・報告事項

※ 前回の確認について・・・第4条(5)「認めます」はそのままで

(1) 議会基本条例について

第3章 市民と市議会

- ・第6条(市民参加及び市民との連携)

2項について「積極的に」をはずす。

専門的知見を入れたらどうか。別の条項で考えるか。

4項について「行います」を「活用します」に修正する。

- ・第7条(議会タウンミーティング)

開催回数などは、要綱で謳えばいい。

(現在の要領で入れてある)

- ・第8条(広報の充実)

このままでよい。

「広聴活動」は見出しにないが、6条・7条が「広聴活動」という認識でいいか・・・そういう認識でよい(全会)

- ・第9条(会議等の公開)

審査又は議会の…→審査、議会の…(「又は」を一つに)

1項で原則を使うなら2項でも原則を使えばいい

資料を積極的に公開するよう努めます→資料を原則公開します

(2) 代表質問要旨の公開について

代表質問も公開する。両面の2ページまでとする。

先例集は変更する。

(3) 行政視察について

「議会基本条例」+「活性化」をテーマで

4月23日から26日の間で2泊3日まで

視察先は正副一任

(4) その他

一般質問の公開用データファイルを再度会派のPCへ入れる

2. その他

4月22日の全員協議会で基本条例の中間報告をする

次回予定 4月17日(水) 13時00分